

2022年度青森県 DC コロナ対策ガイドライン

2022. 7. 14

1. 基本方針

- ①安全の最優先化
- ②「新しい日常」「新しい生活様式」への適応
- ③不当な扱いや差別の禁止（誹謗・中傷を行わない、許さないこと）

2. 運用方針

- ① 育成センターへの参加にあたっては、本ガイドラインの記載事項を遵守しなければならない、本ガイドラインの内容は拘束力を持つ。
- ② 本ガイドラインの適用の優先度は、政府、自治体方針が優先される。
- ③ 運用の際の留意点として、参加者の安全を最優先に、主催者が最終的な判断を行う

3. 実施可否判断基準（実施・活動ガイドライン第5版より）

- ① 政府、都道府県、行政機関から発出されるイベント開催制限等により活動制限や活動停止が指示された場合及び主催者の総合的判断とする。
- ② 主催者は、事業・活動実施都道府県内の感染状況（ステージを判断するための指標）、自治体の方針（移動制限、イベント開催制限、会場借用の可否等）、参加者の所属元方針（学校、連盟等）、開催地及び会場の実情等を総合的に鑑み、育成センターの中止や制限を決定する。

■事業・活動の実施条件（事業・活動ガイドライン第5版より）

- 1) 競技会・講習会が開催される都道府県内・ブロック内の自治体の方針に従い、主管となるJBA/都道府県協会が開催を認めていること。
- 2) 参加者・チームが所在している都道府県が開催地を含めた都道府県間の移動を認めていること。
- 3) 競技会の場合、参加するチームの選手全員が試合に向けたコンディションが整っていること。
- 4) 競技会・講習会に関わる関係者、参加チームの選手スタッフが日常において「新しい生活様式」にしたがって感染対策を実践していること。
- 5) 競技会・講習会会場において主管となるJBA/都道府県協会が十分な感染対策を実行できること。
- 6) 事業・活動の実施条件は、会場施設の判断に従うこと。
- 7) 自治体や会場のイベント開催事項に従い、自治体からイベント中止制限が出ていないこと。

4. 選手・スタッフの参加条件

- ・ 参加する意思があること、自由意思での参加の確認。
- ・ 同意書の提出にて確認を行って下さい。
- ※「感染は悪ではない」の考え方にに基づき実施を行いますが、参加されるかどうかは強制ではなく、自由意思によるものであることをご確認ください。
- ・ 参加辞退について（感染辞退は責められることはありません）
- ・ 参加決定した後でも、学校事情など選手本人に不都合等が生じると考えられる場合は、辞退はやむを得ず、誹謗中傷にならないように配慮して下さい。

- ・ 感染症状について（症状が見られないこと）
 - ・ 参加時の健康チェックにおいて、感染が疑われる症状が参加4日前から見られないこと。
 - ・ 健康チェックシートにて確認するため、参加選手・スタッフは健康チェックシートに記入し、参加時に提出すること。
 - ・ 集合時に検温して37.5度以下であること、体調に問題がないこと。
 - ・ 陽性者の濃厚接触がない事、また濃厚接触者であり、検査結果が確認出来ていない場合や、検査結果が陰性であっても陽性者との接触があれば、待機期間は参加できない。
- ・ 選手のコンディションについて
 - ・ コンディションが整っているかどうかについては、所属校他にて活動が行われていることをチェックして下さい。
 - ・ 実際の活動を見て判断して下さい。
- ・ 保険加入とその範囲
 - ・ 参加する選手スタッフは保険加入を行います。
 - ・ コロナ感染については、保険対応は行うことができませんのでご了承願います。（陽性になった場合、治療については行政により対応がなされます）

5. 実施対策

- ・ 事業・活動ガイドラインに準拠し、実施前、実施中、実施後の対策を準備して下さい。
- ・ 事業実施用チェックリスト、健康チェックリスト、コンディション記録用紙を活用して下さい。（JBAホームページよりダウンロードできます）
- ・ 隠蔽・虚為の報告があったことが発覚した場合は、関係者で協議の上で参加を認めないなど毅然とした対応をお願い致します。（隠蔽・虚為報告があったら参加を認めないとの対応を事前に通知しておくこと）
- ・ 各地区のマネージャー担当の方は、会場での感染対策責任者とする事。実施場所での健康観察や検温の管理、大会当日の参加承諾書の提出、実施前・中・後の陽性者が発生した場合の報告や感染防止対策の諸対応にあたる。

<事前対応>

- ・ コロナ対策ガイドラインを作成し、関係者・参加者に送付
- ・ 参加同意書を保護者、所属先の同意を得て提出して頂く。
- ・ 健康チェックシート、コンディション記録用紙に2週間記録し、当日提出する。
- ・ 開始4日前からの体調不良者は参加を控える。
- ・ 移動について、各自感染対策（マスク着用、食事の際に会話を控えるなど）を徹底する。

<実施中における対応>

- ・ 会場施設の感染防止対策に準拠する。
- ・ ソーシャルディスタンス、マスクの着用、消毒、手洗いの実施励行を行う。

- ・開始前の検温を実施。
- ・体調不良になった場合は、速やかにスタッフに申し出るように伝える。
- ・観客の有無は主催者と会場の判断による。また、以下の場合は実施を中止する。
 - 国や地方自治体が緊急事態宣言を発令した場合
 - （一財）青森県バスケットボール協会が中止にした場合
 - 開催地区の感染状況が拡大している場合
 - コート数の確保ができない場合
- ・密を作らないようにしてください。
- ・試合等を行う場合では、試合に出る選手以外はマスクをして、距離を保ってください。
- ・大声での応援や声援を送らないでください。
- ・食事等がある場合は、黙食を心掛け、輪になって食べたり、かたまって食べる事のないようにお願いします。
- ・手指消毒をこまめに行うようにして下さい。
- ・円陣は作らないようにしてください。
- ・ボトル・タオルを共有したりしないでください。
- ・コート上でのチームメート、スタッフ、審判と話をする際にもお互いの距離について配慮する事。

陽性者/濃厚接触者/体調不良者が判明した場合の対応

1. 陽性者/濃厚接触者/体調不良者が判明した場合

- ・最も大切にしなければならないことは、バスケットボール活動によって「集団感染（クラスター）・感染拡大を起こさないこと・誹謗中傷を生み出さないこと」です。
- ・バスケットボール活動を行って良いのは「感染していない者」が大前提です。バスケットボール活動では、感染している者がいる中では感染対策を行っても感染しないようにすることは大変困難です。
- ・大きな症状が見られなくてもウイルスに感染している可能性があり、軽い風邪の症状を見逃さないことが大切です。熱中症と風邪の症状、感染症状は似ています。従って体調がおかしいと感じたら「積極的に休むこと」です。
- ・指導者・選手は練習を休むことに抵抗がある方もいるかもしれませんが、現在はこれまでの状況とは異なる状況にあることを受け入れてください。
- ・トレーニング器具の使用後の消毒実施。
- ・選手スタッフの接触者限定、行動の把握

<事後対応>

- ・実施後5日程度の健康チェックと報告（陽性者が出た時点で報告すること）
- ・感染が発生した場合の報告義務づけ
- ・実施施設、所属先、開催地都道府県バスケットボール協会
- ・JBA育成担当

6. その他

- ・本ガイドラインに記載のない事項については「事業・活動実施ガイドライン（手引き）第5版」を参考に、各都道府県協会を追加していただいて構わない。